

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
紙裁断機（シュレッダー） 保守点検	茨城地本-Z 2 5 A 0 0 2 4		
	作	成	令和7年12月8日
	変	更	
	作成部隊等名		自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部が実施する紙裁断機（シュレッダー）保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

製造者等がカタログで明示した製品の名称、型式、番号、種類、等級等（以下、製品名等）という。）により仕様を示したものをいう。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) 対象品目

株式会社明光商会 431MC-CPBⅡ×1，ナカバヤシ株式会社 NX-506SPH×2，ナカバヤシ株式会社 NS-506SPH×1 台の計4台とする。

b) その他

- 1) 保守点検に必要な機械工具及び消耗品については、契約相手方用意及び負担するものとする。
- 2) 保守点検終了後に作業完了報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については、契約相手方の随意の様式とする。

2.2 役務の内容

官側から利用状況確認の聞き取りを実施後、機械動作確認・内部清掃、各部調整・消耗部品の点検を実施し、官側の立会いの下、裁断テストを実施するものとする。また、修理を有する場合、作業完了報告書に必要部品を明記して提出するものとする。

2.3 履行場所

自衛隊茨城地方協力本部 水戸地方合同庁舎

2.4 点検日時

点検日は平日のみとし、作業時間帯は9時から17時までの間とし、事前に官側担当者と協議し、承認を得るものとする。

3 情報保全

契約相手方は、本役務の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、本役務終

了後も同様とする。

4 品質保証等

4.1 品質保証

- a) 施設等を破損した場合は、官側の指示に従い、官側が要求する条件で契約相手方が補償又は賠償する。
- b) 官側又は第三者に損害を与えた場合、補償又は賠償にかかる費用は全て、契約相手方が負担する。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

5 その他の指示

その他の指示は次による。

- a) 点検員は、本役務の従事者であることが判別できるよう、身分を証明できるものを常時携帯する。
- b) 契約相手方は、官側の設備等を使用する場合、官側の許可を受けて使用するものとする。
- c) 本役務実施における作業中の事故及び災害は全て契約相手方の責任とする。ただし、官側の責任によるものは除く。
- d) 不要になった梱包材等については、相手方が処分するものとする。また、作業終了後に履行場所の跡片付け及び清掃を確実に実施するものとする。
- e) 本仕様書に関する疑義が生じた場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。